

「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画」

の施策に関する

評価書

神戸市

平成31年3月

目次

第1	はじめに	1
第2	基本目標の各課題に対する取組方針についての評価	2
(1)	安定した居住の場所の確保について	2
ア	一時的な居住の場所の確保支援	2
イ	安定した居住の場所の確保支援	5
ウ	民間賃貸住宅に関わる団体への協力要請	7
エ	居宅生活が困難な人への支援	7
オ	居宅生活へ移行した人への支援	8
(2)	就業の機会の確保について	9
ア	職業相談の実施	9
イ	求人情報の提供	10
ウ	事業主等に対する啓発	11
エ	就労に向けての支援	12
(3)	保健及び医療の確保について	13
ア	健康相談等	13
イ	医療の必要があると思われる場合の対応	14
ウ	結核に罹患している人への対応	15
エ	医療の確保	16
オ	緊急搬送時の対応	17
(4)	生活に関する相談及び指導について	19
ア	実態把握	19
イ	総合的な相談体制の確保	21
ウ	ホームレスに対する心のケア	22
エ	区保健福祉部保護課における相談窓口対応	23
オ	通報への対応	24
(5)	ホームレスの個々の事情に対応した取り組みについて	26
ア	就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対する支援	26
イ	医療や福祉等の援助が必要な人に対する支援	27
ウ	社会生活を望まなくなった人に対する支援	29
エ	女性のホームレスに対する支援	30
オ	その他	31
ア	個別性に配慮した保護の実施	32
イ	居宅生活を送ることが可能であると認められる人に対する保護の実施	33
ウ	直ちに居宅生活が困難な人等に対する保護の実施	33
エ	医療機関に入院となった人に対する保護の実施	34

オ	就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対する就労支援の実施	34
(7)	ホームレスの人権の尊重について	35
ア	人権啓発事業の実施等	35
イ	相談と事案の適切な解決	36
ウ	施設における人権の尊重	37
ア	施設管理者の役割	38
イ	放棄物等の処理	39
(9)	民間団体等との連携について	40
ア	民間団体等との連携・協力	40
イ	民間団体等との情報・意見交換	41
(10)	其の他、自立の支援等に関する事項について	42
ア	市民福祉総合計画の推進	42
イ	NPO等が活動しやすい環境作り	42
ウ	民生委員の理解及び協力	43
エ	権利擁護事業の推進	43
オ	キャリア教育の推進	44
カ	「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画」の周知	44
第3	計画の評価と課題	45
(1)	取り組み状況について	45
(2)	ホームレスの現状と課題について	45
(3)	今後について	46

第1 はじめに

変動する社会経済情勢及び不安定な雇用を背景として、本市においても、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人々が存在しています。ホームレスの多くは、公園、河川、道路等を起居の場所として日常生活を送っており、食事の確保や健康面で問題を抱えるほか、一部では地域社会とのあつれきが生じるなど早急な解決が求められています。また、近年では、ホームレスの高齢化や長期化が一層進むとともに、終夜営業店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境で生活を営む層が存在すると考えられています。

こうした中、平成14年8月に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号。以下「法」という。）が平成29年6月に一部改正により10年間延長となり、引き続き全国的にホームレスの自立等に関する施策の総合的な推進が図られることになりました。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等が明示され、国と地方公共団体の責務として、こうした目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を求めています。

また、平成28年に実施されたホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）で把握されたホームレスの状況の変化及びホームレス対策の実施状況等を踏まえ、平成30年7月に新たに「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が策定されました。

このほか、平成27年4月には、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「困窮者支援法」という。）が施行されました。ホームレスの自立に必要な就業の機会の確保等の総合的な支援については、従来どおり法に基づき実施し、自立相談支援事業や一時生活支援事業等の福祉的な支援については、困窮者支援法に基づき実施しています。

本市におきましても、平成26年4月に「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画」を策定しホームレス施策の推進を図ってまいりましたが、当計画の見直しにあたっては、「計画期間の満了前に、当市のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行います。評価により得られた結果については、公表するとともに、実施計画見直しの参考にします。」（第2-4）としています。

この評価書は、その規定に基づき、現実施計画が平成30年度末に期間満了するにあたって、実施計画の第4-3「基本目標の各課題に対する取組方針」について評価を行うものであり、平成31年度以降の支援方針策定の参考とします。

評価は、民間団体より意見聴取の上、神戸市ホームレス対策連絡会議において行いました。

第2 基本目標の各課題に対する取組方針についての評価

(1) 安定した居住の場所の確保について

【基本目標】

地域社会で自立した日常生活を営むためには、安定した居住の場所の確保が最も重要です。本人の意向を確認しながら、野宿生活を解消するための一時的な居住の場所の確保支援、低廉な民間賃貸住宅の活用、公営住宅の既存制度を活用した入居支援等を行い、安定した居住の場所の確保に努めます。

【取組方針】

ア 一時的な居住の場所の確保支援

路上(野宿)生活を解消するための一時的な居住の場所を確保するにあたっては、本人の意向も確認しながら、更生センター、救護施設、無料低額宿泊所、NPO との連携による一時入所施設等を活用します。また、国の「無料低額宿泊所の設置、運営等に関する指針」等に基づき利用者の適切な処遇を確保するものとします。

【評価】

1 路上(野宿)生活解消に向けた一時的な居住場所として、以下の各施設を活用し支援を行っている。

(1) 生活保護法第38条に基づく施設

● 更生施設…神戸市立更生センター

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
入所者数(人)	117	73	82	60	62
新規入所者数(人)	87	41	60	29	40

※入所者数…当該年度に1日でも入所していた人の総数(以下、同じ)

● 救護施設…アメニティホーム夢野、のぞみの家、ひまわり苑、ヨハネ寮、 神戸市立和光園

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
入所者数(人)	42	34	39	30	22
新規入所者数(人)	28	19	26	11	7

※入所前がホームレス状態であった人のみを対象(人数は市内5施設の合計)

(2) 社会福祉法第 2 条に定める無料低額宿泊施設

● 磯上荘（平成 28 年度末廃止）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
入所者数(人)	70	61	54	47	
新規入所者数(人)	10	13	3	0	

● 兵庫荘（平成 29 年度末廃止）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
入所者数(人)	30	30	29	26	19
新規入所者数(人)	6	3	3	5	0

● 甲南荘（特定非営利活動法人大東ネットワーク事業団）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
入所者数(人)	106	82	107	91	106
新規入所者数(人)	39	14	39	26	37

(3) その他の施設

● 神戸市立更生援護相談所

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
利用者数(人)	465	408	393	302	304
総利用泊数(泊)	12,044	13,384	9,018	8,618	11,163
利用者一人あたりの 利用泊数(泊)	25.9	32.8	22.9	28.5	36.7
1 日あたりの 利用者数(人)	33.0	36.7	24.7	23.5	30.6

● 兵庫県女性家庭センター

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
入所者数(人)	14	7	10	14	10

※神戸市から「帰住先のない者」として依頼された数

- 2 平成 27 年度に生活困窮者自立支援法が施行されたことにより、当市では以下の事業を実施し、ホームレス（となることを余儀なくされるおそれのある人）の安定した住居の確保を支援している。

(1) 住居確保給付金（必須事業）

● 事業概要

離職又は自営業の廃止により住宅を失った又はそのおそれが高い者のうち、所得や資産が一定水準以下の者に対して、一定期間家賃相当額を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的としている。

● 支援実績

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
支給決定件数(件)			91	102	91

(2) 一時生活支援事業（任意事業）

● 事業概要

支援対象者の安定した就職活動を可能とし、早期の就労自立につなげることを目的とし、住居のない生活困窮者（生活保護申請中の者を含む）に対して、生活に関する相談支援を行うとともに、日常生活に関する支援（一時宿泊場所や衣食等の提供）を一定期間行っている。

● 支援実績

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数(人)			223	223	177
総利用泊数(泊)			4,112	4,581	3,833
利用者一人あたりの利用泊数(泊)			18.4	20.5	21.7
1日あたりの利用者数(人)			11.3	12.6	10.5

- 3 各施設に対して運営状況等に関する報告を求め、市本庁等による監査及び調査を実施することにより、利用者の適切な処遇の確保に努めている。

【取組方針】

イ 安定した居住の場所の確保支援

アにより確保した施設において一定期間安定した生活状況にあると認められ、職業相談等を通じて就労の機会が確保されるなど、自立した日常生活と円滑な共同生活を営むことが可能と認められる人に対して、安定した居住の場所の確保のための支援を行います。具体的には、低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報提供に努め、公営住宅においては既存の入居制度の活用等を図ります。

【評価】

- 1 更生センター等の入所生活を通じ、居宅生活が可能であると認められる人に対して、安定した居住の場所の確保のための支援を行っている。

(1) 各施設入所者の退所後の動向は以下のとおりである。

- 神戸市立更生センター

退所先 \ 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅確保(人)	26	15	14	14	6
住込み就労(人)	0	4	0	0	0
その他施設入所(人)	5	4	1	1	5
入院(人)	22	11	11	3	6
自己退所(人)	13	11	21	14	11
失踪(人)	11	6	4	5	4
その他(人)	8	0	0	1	4
合計(人)	85	51	51	38	36

※その他施設…養護老人ホーム、介護福祉施設、障害者施設、母子関係施設等

- 救護施設…アメニティホーム夢野、のぞみの家、ひまわり苑、ヨハネ寮、
神戸市立和光園

退所先 \ 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅確保(人)	22	13	15	14	3
住込み就労(人)	0	1	0	0	0
その他施設入所(人)	1	3	4	0	1
入院(人)	2	0	1	0	2
自己退所(人)	1	1	1	1	2
失踪(人)	0	1	0	0	0
その他(人)	1	0	1	0	1
合計(人)	27	19	22	15	9

※市内5施設の合計

● 兵庫県女性家庭センター

退所先 \ 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
居宅確保(人)	1	1	1	2	0
住込み就労(人)	0	0	0	0	0
その他施設入所(人)	9	4	3	4	1
入院(人)	1	0	0	1	2
自己退所(人)	3	0	0	0	1
失踪(人)	0	0	0	0	0
その他(人)	0	2	6	7	6
合計(人)	14	7	10	14	10

※神戸市から「帰住先のない者」として依頼された数

- 2 ホームレス巡回相談員が NPO 法人及びボランティア団体の協力を得て、低廉な家賃の民間賃貸住宅の情報を提供している。

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
居宅保護件数(件)	7	14	10	8	12

- 3 生活困窮者一時生活支援事業を利用している人に対して、日常生活に関する支援とあわせて、安定した居住の場所の確保に向けた支援を行っている。
- 4 市営住宅の入居を希望する人については、申込案内書の交付や問い合わせ先の案内を適宜行っている。本市の市営住宅については、募集を年 4 回（5 月・10 月の定時募集、8 月・1 月の追加募集）行っており、市内に住民登録がある等申込資格を具備する場合は、ホームレスの如何を問わず市営住宅の応募を認めている。市営住宅の入居資格の一つに、「現に同居し、又は同居しようとする親族があること」という要件があるが、障害者、生活保護受給者等については「単身入居」が認められている。また、高齢者や障害者等を対象とした「優先入居」の要件を設定しており、高齢者や障害者等の特定の資格を有する世帯のみに限定して「特定目的住宅」の募集も実施している。

- (1) 利用実績 平成 28 年度に 1 件

【取組方針】

ウ 民間賃貸住宅に関わる団体への協力要請

低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報をホームレスに提供できるよう協力を要請します。

【評価】

- 1 個々の支援の中ですまいるネットの紹介や、賃貸会社や大家等との連絡調整により、安定した居住の確保に繋げている。また、低廉な家賃の民間賃貸住宅等の情報について、NPO及びボランティア団体の協力を得て収集に努めている。

【取組方針】

エ 居宅生活が困難な人への支援

高齢や障害等により居宅生活が困難な人で、施設での共同生活が可能と認められた人については、保護施設や養護老人ホーム等への入所の支援を行います。

【評価】

- 1 高齢や障害等を理由に居宅生活が困難で、施設での共同生活が望ましいと認められた人については、福祉事務所が養護老人ホームや救護施設等個々の状況に適した施設への入所の支援を行っている。また、対象者が女性の場合は、婦人寮（婦人保護施設）への入所も支援している。これら関係機関同士が連携体制を維持するために情報共有等を図るよう心掛けている。
- 2 身体又は精神の状態から入院による療養が必要な人については、福祉事務所が必要に応じて生活保護を適用し、心身状態の回復を図った上で、施設入所の支援を行っている。
- 3 施設での共同生活が望ましいと認められるにも関わらず、施設での生活を望まない人については、更生センター及びホームレス巡回相談員が安否確認を行いつつ、粘り強く施設入所を勧奨し続けている。
- 4 更生センターの所在地を管轄する中央区保健福祉部健康福祉課では、更生センターから高齢者についての相談を受けた場合、必要に応じて養護老人ホームへの入所措置を行っている。

- (1) 中央区におけるホームレスに関する養護老人ホームへの措置件数（更生センター入所者以外も含む）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
措置件数(件)	4	3	1	4	4

【取組方針】

オ 居宅生活へ移行した人への支援

就労等により施設等を退所し、安定した住居を確保した人に対しては、その再路上化を防ぐため、NPOとも連携しながら個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮します。

【評価】

- 1 各事業等において、再路上化防止を目的として、住居確保後のアフターケアに努めている。

- (1) 更生センターでは、更生センターを退所し居宅生活を送っている人を訪問し、生活状況を確認の上で必要な支援を行っている。

● 退所者訪問事業による訪問状況

対応状況等 年度	退所者数	訪問対象者数	実施結果						
			在室	不在	居所不明	後日連絡有			
						電話	来所	再訪問	
								在室	不在
平成25年度(人)	85	21	9	6	2	0	0	0	1
平成26年度(人)	51	18	9	4	1	1	0	0	0
平成27年度(人)	51	13	2	4	0	1	0	0	0
平成28年度(人)	38	13	6	7	0	3	3	1	0
平成29年度(人)	36	7	5	1	0	0	0	1	1

- (2) 福祉事務所では、以下の取り組みを行っている。

- 生活困窮者一時生活支援事業等により安定した住居を確保した人に対しては、必要に応じて、くらし支援窓口で継続した支援を行っている。
- 生活保護を受給しながら居宅生活を送る人に対しては、担当のケースワーカーによる訪問調査活動等により生活状況の把握に努め、適宜必要な支援を行っている。

- (3) 婦人寮退所者へのアフターケア事業を実施している。(県事業:婦人寮運営法人に委託。)

(2) 就業の機会の確保について

【基本目標】

就業による自立を図るためには、自らの意思による自立を基本として、個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じ、就業の機会の確保を図ることにより、安定した雇用の場の確保に努めることが重要です。

神戸市としては、市民が安定して働く場を確保することが市政の最重要課題であるとの認識の下、各雇用労働行政機関と連携を図りつつ必要な施策を行ってまいります。

【取組方針】

ア 職業相談の実施

路上(野宿)生活から就職することは困難であり、自立のためにはまず居住の場所を確保することが必要と考えます。その上で、ホームレスの就業ニーズを的確にとらえ、安定した就労につながるように、更生センター、兵庫荘、磯上荘等関連施設及び区保健福祉部保護課において、ケースワーカー及び就労支援員が公共職業安定所等との連携を図りながら職業相談を実施します。

【評価】

1 保健福祉局生活福祉部保護課では、平成12年度より本庁に就労支援員を配置し、更生センター等に派遣している。施設に入所中で就労支援が必要な人に対して、定期的かつ継続的に個別面談を実施し、個々の状況に適した求人情報の提供を行い、公共職業安定所と連携を図りながら早期かつ安定した自立に向けた支援を行っている。

(1) 就労支援員による更生センター入所者の就労支援実績

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
支援対象者数(人)	66	44	46	34	25
就職者数(人)	32	23	18	19	12
就労率(%)	48.5	52.3	39.1	55.9	48.0

(2) 更生センター退所者のうち、就労により自立した人数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
退所者数(人)	85	51	51	38	36
就職者数(人)	21	17	9	8	2
就労自立率(%)	24.7	33.3	17.6	21.1	5.6

2 福祉事務所においては、以下の取り組みにより職業相談等の実施に努めている。

- (1) 福祉事務所に就労支援員を配置し、ケースワーカーとともに公共職業安定所等と連携を図りながら職業相談を実施している。
- (2) 平成 27 年度より福祉事務所に設置されたくらし支援窓口に相談支援員兼就労支援員を配置し、自立相談支援事業を利用する人への就労支援を行っている。
- (3) ハローワークとの一体的実施事業として、福祉事務所（兵庫福祉事務所及び西福祉事務所除く）にハローワークの職業相談・職業紹介を行う施設（名称「ワークサポート〇〇」）を設置し、迅速かつ一体的に就労支援を行う体制を整えている。

【取組方針】

イ 求人情報の提供

神戸市ホームページ上での雇用関連情報の提供を行うとともに、「神戸市就労相談窓口」を設置しています。

また、雇用関連情報については、必要に応じ、更生センターや兵庫荘、磯上荘等関連施設及び区保健福祉部保護課での情報提供を行います。

【評価】

1 「神戸市就労相談窓口」として設置していた窓口を、平成 28 年度より兵庫県による「ひょうご・しごと情報広場」の総合相談窓口に一本化し、相談事業を兵庫県とともに実施しているほか、就労を希望している人のためのセミナーを開催している。

(1) 事業概要

- 窓口名称：総合相談窓口
(クリスタルタワー12階「ひょうご・しごと情報広場」内)
- 利用時間：平日 10～19 時
- 対象者：年齢を問わない（40 歳以上の相談者も対象とする）
- 実施内容：①ハローワーク求人オンラインを活用した情報提供
②キャリアカウンセリング（適職相談、面接対策、書類添削等）
③就労支援セミナー

(2) 支援実績

- 利用実績：窓口・電話相談の累計 H29 年度 2,053 件

- 就労支援セミナー：実施回数 7 回 参加者数累計 119 名

1. 実施テーマ：自己分析、履歴書・職務経歴書の作成方法、ブラック企業について、面接対策等
- 2 更生センター等を利用している人に対しては、公共職業安定所の求人情報の提供及び保健福祉局保護課に所属する就労支援員による就労支援を行っている。
- 3 福祉事務所（兵庫福祉事務所及び西福祉事務所除く）に設置されたハローワークとの一体的実施施設（名称「ワークサポート〇〇」）において、求人情報の閲覧が可能であり、同施設内に配置された就労支援ナビゲーターへの職業相談も実施している。

【取組方針】

ウ 事業主等に対する啓発

ホームレス問題について事業主等の理解を深めるため、事業主等に対する啓発活動に努めます。

【評価】

- 1 更生センターに入所している人は、求職時の連絡先として更生センターの電話番号を提示している。更生センター入所を理由に不採用となることがないように、入所している人には「更生センターはホームレスの自立を支援する施設である」ことを面接時に説明するよう助言するとともに、事業者より施設宛てに電話があった際には施設について説明を行い、理解を求めている。

【取組方針】

エ 就労に向けての支援

直ちに常用雇用による自立が困難な元ホームレスに対しては、NPO等の民間団体と連携しながら技能講習、就労準備セミナー、就労準備訓練等を実施し、一般就労に向けた能力の開発及び意欲の向上を図ります。

【評価】

1 当市では、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成27年度より就労準備支援事業を実施している。くらし支援窓口においても、直ちに常用就職を目指すことが困難な人に対して、就労準備支援事業の活用を図っている。

(1) 事業目的

生活習慣の課題や就労意欲の低下など、就労に向けた準備が整っていない人に対し、就労への動機付けや基礎能力の形成など就労に向けたきめ細かい支援を行い、将来の自立につなげることを目的としている。

(2) 実施方法

株式会社や社会福祉法人、NPO法人への事業委託。各委託先の強みに応じた様々な支援を展開している。

2 福祉事務所は臨床心理士サポート事業の活用により個々の状態把握に努め、各々に応じた適切な支援に繋げている。

3 民間団体における取組み例

(1) 特定非営利活動法人神戸の冬を支える会において、自主事業として面接用のスーツを貸し出している。

(2) 特定非営利活動法人大東ネットワーク事業団においては、施設入所者に対し、履歴書の写真作成や履歴書の添削、スーツ類の貸し出し等の支援を行っている。また、ハローワークへの同行や関係機関との連絡調整も行っている。加えて、当法人におけるトライアル雇用の実施や実雇用にも取り組んでいる。施設から転居し、居宅生活を営む者についても生活・就労等の相談及び支援事業を行っている。

(3) 保健及び医療の確保について

【基本目標】

ホームレスに対する保健及び医療の確保については、健康相談等による健康対策や結核重点対象者健診等の医療対策を推進していく必要があります。また、ホームレスの健康状態の把握に努めるとともに疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健、医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要です。

長期の路上(野宿)生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合には、医療機関への入院等の対応を緊急に講ずる必要があります。

結核のり患率の高い地域等特に対策を必要とする地域においては、区保健福祉部は医療機関等と密接な連携を図り、引き続き結核対策を行う必要があります。

【取組方針】

ア 健康相談等

区保健福祉部における健康相談、保健指導等により、ホームレスの健康対策を実施します。また、更生センター及びホームレス巡回相談員は、市内を巡回し、健康に不安を抱える人に対し、個々に支援施策に関する情報提供を行います。

【評価】

- 1 更生センター及びホームレス巡回相談員は、巡回相談の中で、個々に相談対応する旨のちらしを配布している。また、健康相談及び保健指導が必要と思われた人については、保健センターに協力を依頼している。
- 2 健康不安を訴える人が福祉事務所に来所した場合には、更生センター嘱託医の診察や保健センターの保健師につないでいる。
- 3 保健センターでは、精神保健福祉相談や生活習慣等健康相談事業を実施しているが、ホームレスに対しては定例日だけでなく、訪問相談等により適宜対応している。ホームレスは感染症の有無など健康状態が不明であることが多く、健康状態を把握するための受診を勧奨している。
- 4 「神戸市結核予防計画2014・2020」に基づく結核対策事業として、結核発病のリスクが高いとされるホームレス等を対象とした胸部X線健診（結核健診）を実施している。

(ホームレスを対象とした炊き出し会場、簡易宿泊所、飯場、更生センター、甲南荘等)

(1) 「神戸市結核予防計画2014・2020」に基づく結核対策事業の経年実績

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
回数(回)	10	10	10	8	7
受診者数(人)	526	459	424	327	313
結核患者(人)	0	0	0	2	2
発見率(%)	0.0	0.0	0.0	0.61	0.64

- 5 高齢者については、保健福祉・介護に関する地域の身近な相談機関として、概ね中学校区に1か所(市内に76か所)あんしんすこやかセンターを設置し、保健師・看護師が中心となって健康に関する相談に応じている。特に、複雑な問題を抱え対応が困難な事例については、保健センター等と連携して対応している。

【取組方針】

イ 医療の必要があると思われる場合の対応

健康相談等の結果により、医療の必要性を考慮し、区保健福祉部、更生センター及びホームレス巡回相談員等の関係機関が連携を図りながら、医療機関への受診につなげるよう努めます。

また、精神疾患が疑われる対応困難な事例については、関係機関が連携して対応し、こころの健康センターが指導・援助を行います。

緊急に援助を要する人を発見した場合には、早急かつ適切な対応を行います。

【評価】

- 1 あんしんすこやかセンターで対応した結果、医療機関受診の必要があると判断された人については、保健センター等と連携し、受診につなげるよう努めている。

- 2 更生センター及びホームレス巡回相談員は、巡回相談を実施し、健康に不安を抱える人の発見に努めている。医療機関への受診が必要と思われる人に対しては、更生センターの嘱託医を通じて医療機関への受診につないでいる。また、更生センターに入所している人や更生援護相談所を利用している人が入院となった場合には、福祉事務所において保護の適用等必要な措置を講じている。

(1) 更生センター・更生援護相談所利用者の嘱託医受診者数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受診者数(人)	99	116	166	82	109

3 取組事例

精神疾患が疑われた高齢者が生活支援ショートステイや徘徊老人保護事業の活用により高齢福祉施設に短期入所したため、介護保険課と福祉事務所、保健センターが連携を図り、精神科病院への入院支援や市民病院への緊急受診（脳検査）等の必要な対応を行った。

【取組方針】

ウ 結核にり患している人への対応

結核にり患している人については、病状に応じて医療機関での入院治療を行うほか、通院が必要な場合は更生センターへの入所等により、療養が行える環境の確保に努めます。また、区保健福祉部内で連携し、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問・来所等による服薬対面指導（DOTS）等を実施します。

【評価】

1 保健福祉部では他部門と連携し、生活面・精神面も含めて包括的な患者支援（DOTS）を行っている。病院と保健所、保健センターとのDOTSカンファレンスを継続実施し、確かな情報のもとに退院後の地域DOTSへつないでいる。地域ではDOTS事業として、委託看護師・薬剤師と保健師との連携で、服薬の確認のみならず長期の療養を精神的に支え、治療継続支援を行っている。

(1) 支援実績 過去5年間に住所不定者3名の新結核登録あり、DOTSを実施。

2 保健所中央保健センターでは、磯上荘（平成29年2月に閉鎖）と更生センター（援護相談所含む）において、結核のハイリスク健診（胸部X線検査、喀痰検査）を年2回実施している。28年度、29年度に結核にり患している人（各1名）を発見し、施設の直接支援や、区保健福祉部内の連携、医療機関の協力のもと、服薬管理や受診の徹底をはかり、治療完遂まで支援を行うことができた。

(1) 事業実績

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受診者数(人)	85	77	79	56	93

- 3 相談があれば保健センターで実施している胸部X線健診（結核健診）を案内している。

【取組方針】

エ 医療の確保

ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項に規定する医師又は歯科医師の診療に応ずる義務について理解を得るよう努めます。

また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号に規定する無料低額診療事業をいう。以下同じ。）を行う施設の活用に配慮します。

【評価】

- 1 無料低額診療事業を以下のとおり実施している。

(1) 実施施設

済生会兵庫県病院、神戸掖済会病院、東神戸病院、大石川診療所、柳筋診療所、東神戸診療所、生田診療所、神戸協同病院、番町診療所、いたやどクリニック、神戸ゆうこう病院

(2) 対応方法

福祉事務所は、事前に対象医療機関と連絡を取り、必要と判断された場合は「特別診療券」の発行を行う。

- 2 更生援護相談所においては、外来治療が必要な場合は嘱託医による診察を実施し、入院が必要な場合は生活保護の適用を検討している。

- 3 福祉事務所では、身元不明・住所不定等の死亡人や病人への対応を行っている。特にホームレスの多い中央区での対応実績は以下のとおりである。

(1) 中央区における身元不明・住所不定等の死亡人や病人への対応実績

年度 対応種別	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
行旅死亡人数(人)	5	2	1	3	3
行旅病人数(人)	38	23	27	32	32

- 4 消防局は、ホームレスが病気等により急迫した状態で搬送の依頼があった場合は、医療機関へ救急搬送している。
- 5 結核患者発生の際は、病院の医師、看護師だけでなく MSW とも連携をはかり、治療を円滑に行うための支援を行っている。退院時には医療機関、保健センター保健師、保健所との DOTS カンファレンスを行い、地域での服薬管理、治療の完遂を図っている。

【取組方針】

オ 緊急搬送時の対応

医療機関に緊急搬送された場合は、救急隊からの搬送通知を区保健福祉部へ送付することにより、早急に実態を把握した上で、行旅病人及行旅死亡人取扱法による救護や、生活保護による適切な保護に努めます。

生活保護を適用した区保健福祉部保護課は、治療後、再び路上（野宿）生活に戻ることをのまないよう、関係機関と連携して自立支援の方策を検討します

【評価】

- 1 病気等により急迫した状態にある人や保護を要する状態にある人が医療機関に救急搬送され、医療機関より福祉事務所へ通報があった場合には、医療機関等と連携を図り、必要に応じて行旅病人及行旅死亡人取扱法による救護や、生活保護による保護の実施を行っている。また、治療終了後の生活について、居宅等における自立した日常生活の実現に向けた支援並びに再路上化防止に向けた支援に努めている。
- 2 保健センター保健師は、福祉事務所のケースワーカーと協力し、緊急時、救急隊への対応や医療機関への対応を行っている。また、緊急搬送があり、診察後に結核等の感染症と診断されれば、ケースワーカーとともに、保健センター保健師はできるだけ早期に患者面接等を行い、病状の把握や感染症法第 15 条にもとづく疫学調査を実施する。本人に対して、内服の必要性の説明や院内 DOTS を実施し、確実な内服を支援する。接触者健診（感染症法第 17 条にもとづく健康診断）についても検討を行い、新たに感染している人の早期発見

と感染のまん延の防止を図る。

- 3 ホームレス等の救急搬送を行った場合には、消防局より救急事故等が発生した場所を管轄する区長に「傷病者救急搬送通知書」を発出し、必要に応じた対応を行うことのできるよう連携している。また、必要に応じて区保健福祉部から預かっている入院生活用品を医療機関にお渡ししている。

(4) 生活に関する相談及び指導について

【基本目標】

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のニーズに応じた対策が必要であり、こうしたニーズに的確に応えられるよう、関係機関相互の連携を図りつつ総合的な相談体制の確保に努める必要があります。

また、洪水等の災害時に被害が及ぶ危険があることから、平常時から、公共の用に供する施設の管理者との連携を図ります。

【取組方針】

ア 実態把握

全市のホームレスの実態を把握するため、関係部局の協力を得て、定期的なホームレス一斉調査（目視調査）を今後も継続して実施します。また、更生センター及びホームレス巡回相談員が関係機関と連携を図りながら、日常的に生活実態や個々のニーズの把握に努めます。

【評価】

- 1 神戸市では、平成9年度より毎年8月頃にホームレス一斉調査（目視調査）を実施し、市内のホームレス数の把握に努めている。また、平成18年度より毎年1月に全国調査も行っている。

(1) ホームレス一斉調査（夏）の実施結果

	26年8月	27年8月	28年8月	29年8月	30年9月
ホームレス一斉調査 (人)	65	65	53	52	46

(2) 全国調査（冬）の実施結果

	26年1月	27年1月	28年1月	29年1月	30年1月
全国調査(人)	67	74	71	52	44

- 2 更生センター及びホームレス巡回相談員が定期的に巡回相談を行い、日常的に生活実態や個々のニーズの把握に努めている。

(1) 更生センターによる巡回

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
巡回日数 (日)	昼	38	34	31	23	34
	夜	31	27	23	37	39
面談件数 (件)	昼	31	33	36	30	28
	夜	59	50	42	65	65
面談後更生センター 来所人数(人)		6	7	7	5	6

(2) ホームレス巡回相談員による巡回

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
巡回日数(日)		239	237	238	235	224
面談件数(件)		1,074	1,628	1,785	1,579	1,313
自立等件数(件)		23	30	23	16	19
関係機関訪問件数 (件)		280	251	158	169	240

(3) 毎年12月には年末年始対策として、ホームレスが多くいる場所を重点的に巡回し、年末年始の更生援護相談所における支援サービスについて案内している。

3 建設局公園部管理課とみなと総局神戸港管理事務所は、ホームレス対応を主な業務とする職員を配置し、主に以下の支援を行っている。

(1) 所管区域内の巡回時にホームレスの居住を確認した場合は、更生センターやホームレス巡回相談員に連絡し、目視や聞き取り等の方法により日常的な生活実態や個々のニーズの把握に努めている。

(2) 台風時の高潮等、ホームレスの身に危険が及ぶ可能性が予想される場合には、早めに注意喚起を行い、更生援護相談所の利用等を促している。

4 市の庁舎内については、守衛及び警備員が定期的に巡回を行っている。

【取組方針】

イ 総合的な相談体制の確保

更生センター及びホームレス巡回相談員、区保健福祉部、施設管理者等関係機関や社会福祉施設が相互に連携した総合的な相談体制の整備に努めます。また、各関係機関においては、研修等により職員の資質向上を図るものとします。

【評価】

1 ホームレス対策の推進を図るため、以下の会議等を開催、出席し、情報共有に努めている。

- (1) ホームレスに対する全庁的な協力体制の確保を目的として、定期的に神戸市ホームレス対策連絡会議を開催し、ホームレス対策の情報交換や関係機関が連携して対応した事例についての報告等を行っている。

● 神戸市ホームレス対策連絡会議の開催状況

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催回数(回)	3	1	1	1	1

- (2) 兵庫県ホームレス自立支援対策協議会に保健福祉局生活福祉部保護課及びくらし支援課が出席し、県庁、県内他自治体及び関係団体等との情報共有に努めている。

● 兵庫県ホームレス自立支援対策協議会への出席状況

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
出席回数(回)	1	2	1	1	1

- (3) 全国自治体ホームレス対策連絡協議会へ出席に保健福祉局生活福祉部保護課及びくらし支援課が出席し、ホームレスの数が多し他政令市等との情報共有に努めている。

● 全国自治体ホームレス対策連絡協議会への出席状況(平成25年度は当市開催)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
出席回数(回)	1	1	1	1	1

- (4) 全国自治体ホームレス対策連絡協議会による要望行動に保健福祉局生活福祉部保護課が出席し、厚生労働省職業安定局就労支援室、社会・援護局地域福祉課及び保護課に対してホームレス対策の状況を伝えるとともに、ホームレスに関する施策の推進を要望している。

● 全国自治体ホームレス対策連絡協議会による要望行動への出席状況

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
出席回数(回)	1	1	1	1	1

- 2 高齢者の保健福祉・介護に関する地域の身近な相談機関として、概ね中学校区に1か所（市内に76か所）あんしんすこやかセンターを設置し、主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師または看護師、見守り推進員がチームアプローチを図りながら、総合的な相談に対応している。また、必要に応じて、区役所やケアマネージャー、社会福祉施設、医療機関等との連携を図っている。
- 3 保健・医療・福祉の関係機関を構成員とした地域ネットワーク会議を保健センター主催およびあんしんすこやかセンター主催で実施し、ネットワークづくりに取り組んでいる。
- 4 保健福祉局生活福祉部保護課は、毎年実施している福祉事務所新任査察指導員研修において、更生センターの施設見学と施設長によるホームレス施策の講義を実施している。

【取組方針】

ウ ホームレスに対する心のケア

路上(野宿)生活等により健康状態が悪化し、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な人については、身体面のケアだけでなく、心のケアについても、各区保健福祉部健康福祉課の精神保健福祉相談員と連携しながら対応に努めます。また、複雑困難な事例については、区保健福祉部等の関係機関に対して、こころの健康センターが指導・援助を行います。

【評価】

- 1 更生センター及びホームレス巡回相談員やくらし支援窓口等が、精神面において治療等の対応が必要と認められるホームレスを把握した場合には、保健センターの精神保健相談員や保健師等と連携して支援を行っている。
 - (1) 具体的な支援・連携の事例
 - 長年ホームレス生活をしていた高齢者（女性）
 - 支援内容：特別養護老人ホームへの措置、検査のための受診同行、精神科医師の受診支援、介護保険申請、資産の確保、成年後見人申し立て、後見人（弁護士）への情報提供、措置解除、ケアハウス入所に向けた支援
- 2 生命に危険が及ぶおそれがある等緊急に入院が必要と思われる場合には、精神保健福祉セ

ンターとの連携により入院先の確保を行っている。

3 以下のとおり、市民からこころのケアに関する相談を受けている。(いずれもホームレスからの相談件数等は不明。)

(1) 各保健センター

- 精神保健福祉相談（平成 29 年度約 18,200 件）
- 訪問（平成 29 年度約 1,100 件）

(2) 精神保健福祉センター

- 自殺予防とこころの健康電話相談等（平成 29 年度約 3,300 件）

【取組方針】

エ 区保健福祉部保護課における相談窓口対応

各区の保健福祉部保護課においては、従来から生活に困窮している世帯の情報が窓口につながるように、個人情報の保護に留意しつつ、民生委員児童委員協議会への協力依頼や、保健福祉・住宅・水道等の関係部局、ホームレス巡回相談員、NPO とも連絡のうえ、適切な対応に努めてきました。今後とも相互の連携を強化し、適切な相談窓口対応を行うことにより、ホームレスとなることを防止するよう配慮します。

【評価】

1 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成 27 年度より福祉事務所に生活困窮者自立相談支援窓口（「くらし支援窓口」）を設置し、専任の相談員を複数配置している。相談員は生活保護の専任面接員とともにホームレス及びホームレスとなるおそれのある人からの相談に応じ、様々な制度に関する情報提供や関係機関との連携を図ることで、ホームレスの自立及び再路上化防止に取り組んでいる。

(1) 各区分一時生活支援事業利用者数

区 \ 年度	27年度	28年度	29年度
東灘区（人）	10	3	4
灘区（人）	19	14	5
中央区（人）	119	127	105
兵庫区（人）	33	35	27
北区（人）	0	2	1
北神支所（人）	2	1	3
長田区（人）	9	2	3
須磨区（人）	9	5	3
北須磨支所（人）	3	2	3
垂水区（人）	12	19	9
西区（人）	7	13	14
合計（人）	223	223	177

- 2 福祉事務所は、生活に困窮し、退院後の帰来先のない入院患者について医療機関より相談を受けた場合、居宅の確保や施設への入所による安定した居住場所の確保を支援している。

【取組方針】

オ 通報への対応

市民等からの通報が寄せられた場合は、原則として通報を受けた機関がホームレスの状況を具体的に把握のうえ、必要な対応を行うほか、相談内容に応じた関係機関（例；無料一時宿泊・医療相談等の対応を希望する場合は更生援護相談所、高齢・障害者等要援護状態の場合は区保健福祉部、荷物の撤去等を要する場合は施設管理者など）への連絡調整を行うなど、適切な機関への相談につなげるよう努めます。

【評価】

- 1 各区まちづくり推進課（中央・北）及びまちづくり課（東灘・灘・兵庫・長田・須磨・垂水・西）は、区の広聴担当課として、地域住民からホームレスに関する相談や通報を受けた際には、現地確認や関係者の事情聴取等により状況を具体的に把握し、相談内容に応じた関係機関への連絡調整を行っている。また、婦人市政懇談会や自治懇談会等を通じて、ホームレスに対する要望を受け付けた場合は、関係課へ報告し、対応について調整している。

2 関係各課は、市民等からの通報があれば、状況を具体的に把握することに努め、更生センターやホームレス巡回相談員と連携し、必要な対応を行っている。

3 「市長への手紙」や婦人市政懇談会等において、市民からホームレスに関する情報やホームレス問題に対する意見・要望が寄せられた場合、所管課は状況確認等の対応を行い、ホームレスの状況や神戸市のホームレスに対する取り組み等について理解を求めるよう回答及び説明を行っている。

(1) 保健福祉局生活福祉部保護課におけるホームレスに関する「市長への手紙」への回答件数

要望元 \ 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
市民（件）	1	6	0	0	0
婦人市政懇談会（件）	2	2	0	0	0
住民自治組織代表者との懇談会（件）	0	1	0	0	0
神戸地区労働組合協議会（件）	1	0	0	0	0
その他（件）	0	0	0	0	0
合計	4	9	0	0	0

(5) ホームレスの個々の事情に対応した取り組みについて

【基本目標】

ホームレスに至る要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するもの、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っていると考えられます。更に、社会生活への不適應、借金等による生活破たん、アルコール依存症等複雑な問題を抱えている人も少なくありません。このような個々の事情を十分に把握し、自立意欲を引き出し、自身の力で問題解決に取り組んでいくことができるように、ホームレスの状況に応じた適切な施策を実施する必要があります。

【取組方針】

ア 就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対する支援

就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人については、更生センター及びホームレス巡回相談員による巡回生活相談等を通じて、安定した居住の場所の確保を前提に職業相談、公共職業安定所の求人情報の提供等を行います。

また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、NPO等の民間団体と連携しながら技能講習、就労準備セミナー、就労準備訓練等を実施し、一般就労に向けた能力の開発及び意欲の向上を図ります。

【評価】

- 1 保健福祉局生活福祉部保護課では、平成12年度より本庁に就労支援員を配置し、更生センター等に派遣をしている。就労支援員は、就労支援が必要な人に対して個別に面談を実施し、その人に状況に合った求人情報の提供を行い、更生センターのケースワーカー及び更生業務員並びに公共職業安定所と連携を図りながら支援を行っている。

(1) 就労支援員による更生センター入所者の就労支援実績

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
支援対象者数(人)	66	44	46	34	25
就職者数(人)	32	23	18	19	12
就労率(%)	48.5	52.3	39.1	55.9	48.0

(2) 更生センター退所者のうち、就労により自立した人数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
退所者数(人)	85	51	51	38	36
就職者数(人)	21	17	9	8	2
就職者のうち、引き続き保護を受給した人数(人)	0	0	0	1	0
就労自立率(%)	24.7	33.3	17.6	21.1	5.6

- 2 生活困窮者一時生活支援事業の中で、支援対象者に対し、個々の能力に応じた就労支援を行うこととしている。一般就労が可能と判断される者に対しては職業安定所等への相談を助言するなど、切れ目の無い求職活動を支援している。また、直ちに常用就職を目指すことが困難な利用者に対しては、就労準備支援事業を活用し、就労への動機付けや基礎能力の形成など就労に向けたきめ細かい支援を行っている。

【取組方針】

イ 医療や福祉等の援助が必要な人に対する支援

医療や福祉等の援助が必要な人については、区保健福祉部における健康相談等や更生センター及びホームレス巡回相談員による巡回相談を活用し、必要な支援を行います。また、無料低額診療事業を行う施設の活用を検討します。

【評価】

- 1 更生センター及びホームレス巡回相談員は定期的に巡回相談を実施し、健康に不安を抱える人の発見に努めている。医療機関への受診が必要と思われる人については、更生センターの嘱託医を通じ、医療機関への受診につなげている。

(1) 更生センター・更生援護相談所利用者の嘱託医受診者数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受診者数(人)	99	116	166	82	109

(2) 更生センターが医療機関につなぎ、入院となった人数

相談経路 \ 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
本人(人)	1	0	2	0	1
区保健福祉部(人)	2	1	0	0	0
巡回相談(人)	0	0	0	0	0
NPO等民間団体(人)	0	0	0	0	0
警察・医療機関等(人)	2	0	0	0	0
その他(人)	0	1	0	0	0
合計(人)	5	2	2	0	1

- 2 保健センター及びあんしんすこやかセンターは、医療や福祉等の援助が必要な高齢者の身体的・精神的状況に応じ、医療機関の受診調整や一時的な施設入所の利用（生活支援ショートステイ等）、長期的な施設入所（養護老人ホームへの入所措置等）等の支援を行っている。
- 3 神戸市健康診査は福祉事務所長の判断で受検可能である。福祉事務所で受診券の発行を受け、予約の上、特定健康診査の集団健診会場にて胸部X線検査、血液検査、血圧測定、尿検査、肝炎ウイルス検査等を受検する。
- 4 医療や福祉等の援助が必要な患者に対しては、病院 MSW 等と連携し、必要な支援を行う。
- 5 福祉事務所では、医療を必要とする人に対して更生センターの嘱託医の受診を案内する他、通院のみであれば行旅病人として対応し、入院となれば生活保護を適用している。また、福祉的な観点から、住居確保だけでなく、救護施設や養護老人ホームへの入所についても説明している。
- 6 無料低額診療事業を以下のとおり実施している。
 - (1) 実施施設：済生会兵庫県病院・神戸掖済会病院・東神戸病院・大石川診療所
柳筋診療所・東神戸診療所・生田診療所・神戸協同病院・番町診療所
いたやどクリニック・神戸ゆうこう病院（※平成 29 年 2 月 1 日届出）
 - (2) 対応方法：福祉事務所は、事前に対象医療機関と連絡を取り、必要と判断された場合

は「特別診療券」の発行を行う。また、外来治療の必要な場合は更生センターにおける医療扶助を、入院が必要な場合は生活保護の適用を検討している。

【取組方針】

ウ 社会生活を望まなくなった人に対する支援

これまでの生活環境等により社会生活を望まなくなった人については、巡回相談などによる継続的な面接や、民間団体による支援活動を通して社会との接点を確保するなど、社会生活に復帰できるように粘り強く支援します。

なお、ホームレス状態が長期化した場合、脱却が難しくなるという傾向があることから、できる限り早期の段階で巡回相談により自立支援につながるよう努めます。

【評価】

- 1 更生センター及びホームレス巡回相談員は、社会生活を望まなくなった人に対し、巡回相談を粘り強く継続し、必要に応じて民間団体と連携を図りながら信頼関係の構築に努めている。

(1) 事例1 (A氏)

ある山中でブルーシートの小屋を建て生活している人がいるとの通報により、更生センター及び巡回相談員が初めて接触を試みる。A氏は数年前からその場所で暮らしているとのことで、週に2回程度、山を降りてコンビニの廃棄弁当をもらい、水を汲み上げての生活をしているという。更生センター及び巡回相談員はA氏の年齢が75歳と高齢のため、更生センターや居宅での生活を勧めたが、A氏は長期にわたり拒否を繰り返していた。その後、A氏が体調を崩したことを契機に、更生センターへの入所に至る。入所後、戸籍調査等ではA氏の身元が判明しなかったことから、最終的に家庭裁判所で就籍手続きの支援を行った。A氏は体調を崩し、数回入院することもあったが、今では体調も良く、養護老人ホームの入所に向け準備を進めている。

(2) 事例2 (B氏)

ある駅の周辺でホームレスがいるとの情報提供があり、更生センター及び巡回相談員が接触したところ、B氏は元更生センター入所者であった。B氏は平成22年に更生センターから居宅保護へ移管した人物で、高学歴ではあるがうつ傾向になりやすく生活能力に欠ける点がある。更生センター及び巡回相談員が巡回の度に話し掛けるも、B氏は「構わないで」と徹底した拒否を繰り返していたが、数回訪問を繰り返すうちに少しずつ話に応じる姿勢となり、更生センターに再入所することとなる。その後、

年齢的にも生活能力的にも、居宅での生活が困難と判断し、養護老人ホームへの入所を支援した。

【取組方針】

エ 女性のホームレスに対する支援

女性のホームレスについては、性差に配慮した相談支援に努めるとともに、必要に応じて、兵庫県女性家庭センターや婦人保護施設等の関係機関とも十分に連携します。児童が一緒であった場合は、こども家庭センターとの連携を検討します。

【評価】

- 1 DV被害者を含め、女性が生活拠点を喪失したことに関する相談は、区保健福祉部こども家庭支援課の婦人相談員が相談対応を行っている。施設入所による保護が必要な場合には、兵庫県女性家庭センターへの一時保護や母子婦人短期保護事業の活用を行っている。

(1) H29 年度一時保護件数（ホームレスの数は特定できず）

兵庫県女性家庭センター	一時保護依頼件数	33 件
	母子婦人短期保護事業	38 件

- 2 福祉事務所が女性のホームレスから生活困窮に関する相談を受けた場合には、女性家庭センターの利用のほか、生活困窮者一時生活支援事業を活用し対応している。児童を含む複数世帯で、親子が離れることを望まなかった場合などは、母子生活支援センターの利用（緊急ショート）も関係機関の協力を得て行っている。また、ホームレスに至った経緯から生活困窮以外の側面が無いかを確認し、各関係機関と連携を図りながら支援にあたっている。

(1) 一時生活支援事業における女性に対する支援実績

	27 年度	28 年度	29 年度
利用者数(件)	45	43	31

【取組方針】

オ その他

様々な要因が絡み合った複雑な問題を抱えている人については、個々に関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応するよう努めます。

【評価】

- 1 暮らし支援窓口では、様々な要因が絡み合った複雑な問題を抱えている人の相談があった場合、関係機関との連携を行いながら支援をしている。
- 2 各区まちづくり推進課（中央・北）及びまちづくり課（東灘・灘・兵庫・長田・須磨・垂水・西）は、区の広聴担当課として、地域住民からホームレスに関する相談や通報を受けた際には、現地確認や関係者の事情聴取等により状況を具体的に把握し、相談内容に応じた関係機関への連絡調整を行っている。
- 3 ホームレスに対する全庁的な協力体制の確保を目的として、定期的に神戸市ホームレス対策連絡会議を開催し、ホームレス対策の情報交換や関係機関が連携して対応した事例についての報告等を行っている。

(1) 神戸市ホームレス対策連絡会議の開催状況

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催回数（回）	3	1	1	1	1

(6) 生活保護法による保護の実施について

【基本目標】

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の人と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはありません。

こうした点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活を維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施します。

その際、福祉事務所及び更生センターにおいては、個々の状況に配慮しつつ、以下の点に留意して適切な保護を実施します。

【取組方針】

ア 個別性に配慮した保護の実施

ホームレスの抱える問題・状況を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施します。

【評価】

- 1 更生センター及び福祉事務所は、保護の実施にあたって個別性に配慮し、自立支援に取り組んでいる。

(1) 福祉事務所における、ホームレス等住居を持たない人に対する生活保護の適用件数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活保護適用件数 (件)	239	204	243	232	193

【取組方針】

イ 居宅生活を送ることが可能であると認められる人に対する保護の実施

居宅生活を送ることが可能であると認められる人については、NPO との連携による一時入所施設等も活用して住居確保を支援し、状況に応じ必要な保護を行います。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けて公共職業安定所による求人情報の積極的な提供等の必要な支援を行います。

【評価】

- 1 居宅生活が可能であると認められる人については、福祉事務所にて生活困窮者一時生活支援事業の活用及び敷金の支給等により、安定した住居の確保を支援している。また、安定した住居が確保された人の中で就労可能な人については、ケースワーカーが就労支援員やHW（ワークサポート）、就労準備支援事業と連携しながら自立に向けた支援を行っている。

【取組方針】

ウ 直ちに居宅生活が困難な人等に対する保護の実施

直ちに居宅生活を送ることが困難な人もしくは居宅生活が可能であると直ちに判断できない人については、更生センターや救護施設、その他の社会福祉施設への入所を勧めるとともに、必要に応じ適切な保護を行います。

施設において安定した生活状況にあると認められた場合は、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための必要な支援を行います。

【評価】

- 1 直ちに居宅生活を送ることが困難な人もしくは居宅生活が可能であると直ちに判断できない人については、更生センターや救護施設等の施設入所により保護を行っている。また、施設において安定した生活状況にあり、居宅生活が可能であると判断されれば、居宅生活へ移行するために必要な支援を行っている。
- 2 高齢者で福祉的な配慮が必要な場合には、福祉事務所（健康福祉課）とあんしんすこやかセンターは、福祉施設と連携し、生活支援ショートステイの利用や老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置ができないかどうか検討の上でサービス調整を行っている。

【取組方針】

エ 医療機関に入院となった人に対する保護の実施

病気等により急迫した状態にある人及び医療機関に緊急搬送され入院となった人については、医療機関等との連携を図り、早急に実態を把握した上で、必要に応じて生活保護を適用します。

生活保護を適用した区保健福祉部保護課は、治療後、再び路上（野宿）生活に戻ることをのまないよう、関係機関と連携して自立支援の方策を検討します。

【評価】

- 1 福祉事務所は、救急搬送された人について早急に実態を把握した上で、行旅病人及行旅死亡人取扱法による救護や、生活保護法による適切な保護を行っている。また、入院により生活保護を適用した人については、本人の希望を尊重しつつ、ケースワーカーが中心となって居住地の確保や施設の活用について検討し、関係機関とも連携して再び野宿生活に戻ることをのまないよう支援を行っている。

【取組方針】

オ 就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対する就労支援の実施

就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人については、ケースワーカー及び就労支援員が公共職業安定所等との連携を図りながら就労支援を実施します。

【評価】

- 1 福祉事務所では、ケースワーカーと就労支援員が連携し、公共職業安定所や就労準備支援事業等を活用して就労支援及び職業相談等を実施している。

(7) ホームレスの人権の尊重について

【基本目標】

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義社会の基本でもあります。ホームレスの人権の尊重のため、以下の取り組みを推進することが必要です。

【取組方針】

ア 人権啓発事業の実施等

ホームレスに対する偏見や差別意識の解消を目指して、一人一人の人権を尊重するという理念の浸透を図るため、人権啓発事業の実施や人権教育の推進に努めます。

【評価】

- 1 保健福祉局総務部人権推進課では、ホームレスの人権問題に関する記載を含む啓発冊子の作成・配布を行っている。また、命の大切さや多様性の尊重など普遍的な理念の普及を目的とした人権啓発事業を実施している。
 - (1) 啓発冊子の作成・配布
 - 中学生向け冊子「あすへの飛翔」
 - 人権啓発推進協力委員向け冊子「人権啓発手帳」
 - (2) 「憲法週間」(5月)や「心かよわす市民運動月間」(8月)、「人権週間」(12月)等の期間を中心に人権啓発事業を実施している。
- 2 教育委員会事務局において以下の取り組みを行っている。
 - (1) 「こうべっ子豊かな心育成プラン」をはじめとする取り組みを通して「命を大切にす
る心」「規範意識」「助け合いの心」など心の教育に力を注いでいる。また、人権教育
を中心に、各校で年間を通じた指導計画を立てており、特に道徳の時間、学級活動や
総合的な学習の時間(体験活動)において、「命の大切さ」や「他者を思いやる心」を
育てている。
 - (2) 長期休業前や、5月のゴールデンウィーク前、神戸まつり等の事前指導の際には、ホ
ームレスに対する理解を深め、偏見や差別の解消に向けた指導を行う旨の通知を各学
校園に出し、子供たちへの指導を周知している。また、長期休業前の校長会や生徒指
導教員の地区会においても、ホームレスに関しての指導について依頼し、指導の徹底

を図っている。

- (3) 平成 22 年 9 月に「ホームレスに関する人権学習指導事例集」をまとめ、教育委員会事務局イントラに掲載し、各学校で利用できるようにしている。さらに平成 26 年 4 月に改定を行っている。

【取組方針】

イ 相談と事案の適切な解決

様々な相談の場を通じて、ホームレスに関する暴力や嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図ります。

【評価】

1 教育委員会事務局の取り組み

- (1) 特別街頭補導や広域街頭補導を実施し、子供たちの遊び場、たまり場を重点的に巡視し、実態把握に努めている。
- (2) 警察署やサポートセンター等の関係機関との連携を密にし、校区内の現状について把握するとともに、補導活動などで校区内を巡回し、たまり行為の防止に努めている。
- (3) 青少年育成協議会、ふれまち協議会など地域諸団体とも連携を図り、校区内の現状把握と合同補導活動の実施を通じて、問題行動の未然防止に取り組んでいる。
- (4) 学校がホームレスとのトラブルを認知した場合は、子供たちへの指導を通して再発防止に努めている。

【取組方針】

ウ 施設における人権の尊重

更生援護相談所等のホームレスが利用する施設において、利用者の人権の尊重に配慮するよう努めます。

【評価】

- 1 更生援護相談所等においては、各職員がホームレスの抱える問題を理解することを基盤とし、利用者の人権の尊重に配慮しながら、個々の生活・健康・福祉制度等の各種相談に対応している。
- 2 更生センターでは、入所している人が施設での生活等に関して自由に意見を記載して投函する箱を設置しており、寄せられた意見に対して相談の機会を設ける等、懇切丁寧に対応している。

(8) 公共施設の適正な利用の確保について

【取組方針】

ア 施設管理者の役割

公共の用に供する施設及び場所をホームレスが起居等に使用することにより、適正な利用が妨げられているとき、当該施設管理者は、更生センター及びホームレス巡回相談員、区保健福祉部等関係機関に連絡を行い、ホームレスの自立支援等に関する施策との十分な連携を図りつつ、ホームレスの人権にも配慮しながら、その管理権に基づき以下の対策を講ずるなど、施設の適正な管理に努めます。

また、洪水等の災害時に被害が及ぶ危険があることから、平時から関係部局と連携しつつ安全の確保に配慮します。

(ア) 施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行います。

(イ) 必要と認めるときは、法令の規定に基づき、監督処分の措置についても検討します。

【評価】

- 1 建設局公園砂防部管理課及び各建設事務所、みなと総局神戸港管理事務所では、公園及び道路・歩道、港湾施設の安全確保のために随時巡回を行っている。また、行財政局総務部庁舎管理課は、守衛及び警備員が市役所庁舎周辺を定期的に巡回している。施設の適正な利用を確保するための必要な措置を講じるとともに、ホームレスの居住が確認されれば、更生センター及びホームレス巡回相談員と連携して自立支援を行っている。
- 2 神戸港管理事務所が管理する臨港地区内（東灘～須磨）の物揚場や公園などにて日常生活を送っていたホームレスに対し、下記のとおり支援を行っている。

(1) 生活相談、指導等の支援実績

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
支援件数(件)	2	4	2	3	8

【取組方針】

イ 放棄物等の処理

その他公共の用に供する施設及び場所に、ホームレスが起居等に使用していたことによる放棄物があるとき、又はホームレスの所持品で不要となった生活用品等の残存物があるときは、当該施設管理者は適正な利用を確保するために、必要に応じて放棄物及び残存物の処理を行います。

【評価】

- 1 持ち主がいらないと思われる放棄物及び残存物があるときは、張り紙等により撤去を促したのち、一定期間後に処分を行っている。

(1) 神戸港管理事務所撤去件数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
撤去件数(件)	2	4	2	3	8

(9) 民間団体等との連携について

【基本目標】

ホームレスの自立を支援する上で、生活実態を把握しており、最も身近な地域の民間団体（NPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会等）との連携・協力が必要と考えます。特にNPO、ボランティア団体等は、個々の事情に対応したきめ細かな生活支援活動を行っており、重要な役割を果たしています。

【取組方針】

ア 民間団体等との連携・協力

民間団体と行政は、今後も個々のホームレスの巡回相談活動等を通じて、相互の立場を尊重しながら、民間団体の知識や経験を活用することによって、連携と協力を図りホームレスの自立支援に取り組んでいきます。

【評価】

- 1 保健福祉局生活福祉部くらし支援課では、ホームレスを支援するNPO法人に生活困窮者一時生活支援事業を委託しており、当事業を通してホームレスに関連する情報交換・意見交換を適宜行っている。
- 2 各民間団体は、独自に夜回り等巡回による生活相談や、炊き出し等ホームレスへの支援活動を行う中で、援護を要する人を福祉事務所や更生センター等の行政機関につなげている。
- 3 更生センター及びホームレス巡回相談員は、民間団体とも情報交換等を行いながら、援護を要する人の医療・生活相談等に対応している。
- 4 福祉事務所及び更生センターは、民間団体と協力しつつ住居確保及び施設入所の支援を行い、必要に応じて生活保護、住居確保給付金等の制度を活用してホームレスの自立支援に取り組んでいる。

【取組方針】

イ 民間団体等との情報・意見交換

ホームレスと身近に接することの多い NPO、ボランティア団体等と定期的に情報交換や意見交換を行います。

【評価】

- 1 生活困窮者一時生活支援事業を委託している NPO 法人とホームレスに関連する情報交換・意見交換を適宜行っている。また、事業の内容についても意見交換を行いながら、よりよい施策の検討を行っている。
- 2 各民間団体は、要援護状態のホームレスを福祉事務所や更生センター等の行政機関につなぎ、個々のホームレスの自立の支援に向けて日頃から情報交換及び意見交換を行っている。
- 3 保健福祉局生活福祉部保護課は、「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画」の見直しにあたり、2団体（特定非営利活動法人神戸の冬を支える会、特定非営利活動法人大東ネットワーク事業団）と意見交換の場を設けた。

(10) その他、自立の支援等に関する事項について

【基本目標】

近年の福祉行政をめぐる様々な課題の背景として、少子・超高齢化や核家族化の進展、地域住民の相互のつながりの希薄化が指摘されています。ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、こうした家族の扶養機能や地域の支援機能等の低下の中で、家族や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっているという背景があり、問題をホームレスに特化したものとして考えるだけでなく、社会全体の問題としてとらえる必要があります。

こうしたホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上(野宿)生活を脱却したホームレスが再度路上(野宿)生活に戻ることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりの実現に向けて地域福祉の増進を図ることが重要です。

【取組方針】

ア 市民福祉総合計画の推進

市民福祉の総合的・体系的推進を図るため、既に策定している「“こうべ”の市民福祉総合計画 2015」を着実に推進し、「人がつながる、安心・支え合いの市民福祉」の実現を目指します。

【評価】

- 1 市民福祉の総合的・体系的推進を図るため、第 11 次計画にあたる「“こうべ”の市民福祉総合計画 2020」を平成 28 年 3 月に策定、推進しており、あらゆる人が社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包括的な地域社会の実現（ソーシャル・インクルージョン）を目指している。

【取組方針】

イ NPO 等が活動しやすい環境作り

NPO や地域住民等に対するボランティアの幅広い参加により、地域福祉を住民全体で支え合う「共助」の社会の構築を目指し、NPO 等が活動しやすい環境作りを支援します。

【評価】

- 1 保健福祉局生活福祉部くらし支援課が一時生活支援事業を委託している NPO 法人と連携を図っている。

- 2 保健福祉局生活福祉部保護課は、建設局公園部管理課に対し、NPO 法人の都市公園施設の使用及び使用料の減免について副申書を提出し、活動しやすい環境づくりを支援している。

【取組方針】

ウ 民生委員の理解及び協力

民生委員活動の円滑な遂行及び充実を図るとともに、研修等によりホームレスの自立支援施策に関する理解及び協力を求めます。

【評価】

- 1 ホームレスを含む生活困窮者自立支援施策の中で、民生委員が地域において重要な役割を担っていると認識している。生活困窮者の早期発見・相談支援につなげるため、民生委員委嘱時の新任研修や階層別研修において、生活保護、生活困窮者自立支援施策の説明を行う等、ホームレスの自立支援施策に関する理解及び協力を求めている。また、各地区民生委員児童委員協議会の会長、副会長が集まる会議（役員会）において、くらし支援窓口の周知を行っている。

【取組方針】

エ 権利擁護事業の推進

認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う権利擁護事業を「こうべ安心サポートセンター」で実施しており、必要に応じ利用の推進を図ります。

【評価】

- 1 あんしんすこやかセンターでは、高齢者虐待への対応や認知症高齢者等意思能力の充分でない高齢者の権利擁護支援を行っており、必要に応じて区役所や「こうべ安心サポートセンター」と連携するとともに、高齢者に対する虐待や権利侵害を早期に発見・対応するため、地域の関係機関のネットワークづくりに取り組んでいる。
- 2 福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う権利擁護事業の活用を必要とする人に対しては、こうべ安心サポートセンターと連携し、事業の活用について検討している。

【取組方針】

オ キャリア教育の推進

勤労の意義を十分に理解していないこと、あるいはキャリア形成に対する意識が低いこと等が要因となってホームレス状態に陥ることがないように、勤労観や職業観を自ら形成・確立するための各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進します。

【評価】

1 保健福祉局生活福祉部くらし支援課での取り組み

- (1) 貧困の連鎖を防止することを目的に、生活困窮世帯を対象とする学習支援事業を実施している。当事業は、高校進学を目的とした学習支援や、その保護者に対する養育支援を実施することにより、将来自立した生活を営むことを目的としている。学習の意義を伝え、ロールモデルとなる学習支援スタッフ（大学生等）と身近に接することで、自らの将来像をイメージし、勤労観や職業観を形成する一助となっている。

2 教育委員会事務局での取り組み

- (1) 発達段階に応じ、教育活動全体を通じたキャリア教育を実施している。
- (2) ゲストティーチャー事業、トライやる・ウィーク、高校生が企業実習などを行う神戸あじさい人材プロジェクト、市民専門講師による特別講座を実施している。
- (3) 企業・団体等の協力を受け、外部講師による「出前授業」を実施している。

【取組方針】

カ 「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画」の周知

ホームレスに関する問題と自立支援の取り組みについて理解を求めていくため、実施計画に関する概要版を作成し、市民及び関係機関に配布します。

【評価】

- 1 ホームレスに関する問題と自立支援の取り組みについて理解を深めていただくよう、実施計画の概要版を作成し、各関係機関とのかかわりの中で資料を配布するなど、周知に努めている。

第3 計画の評価と課題

(1) 取り組み状況について

- 本市では、従来からホームレスに関する問題・事例ごとに関係部署や機関がそのつど連携して適切な対応に努めてきましたが、平成15年10月に、全庁的な協力体制の確保を目的として神戸市ホームレス対策連絡会議を設置しました。以降、定期的に連絡会議を開催し、ホームレス対策の情報交換や関係機関が連携して対応した事例の報告等を行っています。
- 平成16年5月には保健福祉局総務部保護課（現・生活福祉部保護課）にホームレス巡回相談員2名を配置し、みなと総局・建設局の施設管理者による巡回と協力し、継続的に、ホームレスの実態と個々のニーズについて把握を行い、生活・健康相談に迅速に対応できるようになりました。
- NPO 団体等の民間団体とも個々の事例を通じ必要な連携を図っています。特に、平成22年度から平成26年度までは兵庫県の絆再生事業を活用し、平成27年度からは本市が生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業を委託することにより、NPO との協力・連携によるホームレスの安定した住居の確保に向けた支援を推進しています。
- 今後も、庁内の情報交換等を定期的に行うことにより、市民からの通報は、まず通報を受けた課が状況を把握し、相談内容に応じた関係機関への連絡調整がスムーズに行えるよう努めていきます。

(2) ホームレスの現状と課題について

- ホームレスの高齢化、路上（野宿）生活の長期化について
市内の定住者は減少傾向にあります。依然として社会生活を望まない人は多くいます。これらの人たちは、これまでの生活環境等により自立意欲を失い路上（野宿）生活が長くなった人であると考えられます。年齢的にも中高年齢者が中心となっている中、その自立意欲を引き出して、自身の力で問題解決に取り組んでいくことができるよう、更生センター及びホームレス巡回相談員による巡回相談を粘り強く継続し、必要に応じて NPO 団体等の民間団体と連携を図りながら信頼関係の構築に努めていく必要があります。そのような意味でも、比較的路上（野宿）生活が短い人に、より積極的に働きかけていく必要があると考えています。
- 地域生活の定着支援
官民それぞれの支援により安定した居住の場を確保し、路上（野宿）生活から脱却しても、再び路上（野宿）生活に戻ってしまう人が少なくないことから、地域社会での生活を再開後も、個々の状況に応じたアフターケアに配慮する等、定着支援に努めていく必要が

あると考えています。

(3) 今後について

- 神戸市としては、平成 31 年度以降策定する支援方針に基づき、神戸市ホームレス対策連絡会議を中心に、関係機関が連携を密にし、NPO 法人等の民間団体の協力も得て、巡回等による個々の生活相談により、路上生活の脱却をめざした一時的な居住の場の確保や医療の確保から、安定した居住の場の確保へ、さらにその定着といった、継続した一連の支援が必要と考えています。必要な方については、生活困窮者自立支援法における各事業の活用や生活保護法における各扶助の適用、新たな住宅セーフティネット事業の活用により、居住支援や日常生活支援、就労支援等の自立支援を行います。
- 今後もホームレスに関する問題と自立支援の取り組みについての市民のみなさんや関係機関に理解を求めていく必要があると考えています。
- 全国的なホームレスの自立の支援等に関する取り組みが進んだことで、ホームレス数は減少したものの、変動する社会経済情勢の中、依然として市内には一定のホームレスが確認されています。巡回相談の強化により、定住者の把握がスムーズに行えるようになりましたが、移動者や夜間のみの路上宿泊者については、今後も実態を把握していく必要があると考えます。また、終夜営業店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境で生活を営む者については、国等の動向を見ながら必要な取組みを検討していく必要があると考えます。景気動向は依然として不透明であり、今後の社会経済情勢に留意しつつ、個々の状況に応じたきめ細やかな支援に努めていく必要があると考えています。